扶養事情説明書B　子の申請用

（未就学児童から小中高生、就労歴のない25歳未満の全日制の学生、生徒）

転勤（当組合内での異動）で、被扶養者の状況に変化がない場合は、本紙の提出は不要です

［被扶養者について］

・「被扶養者」とは、「主として被保険者の収入によって、生計を維持される者」です。そのため、自分の収入（給与、年金等すべての収入）で自分の生計費の半分以上を維持できる方や、主として被保険者に生計を維持されている事実がない方は、被扶養者と認められません。（その他にも一定の親族要件、同居要件、収入額の基準等もあります。）

・被扶養者認定は、被保険者の届出に基づき保険者（健康保険組合）が審査を行った上で、可否を決定しますので、届出を行えば必ず認定されるものではありません。

・国内居住要件を満たさない方は「被扶養者」と認定できません。

必須書類（写し）	●認定対象者を含む世帯全員の住民票 （続柄、筆頭者の記載がある、健保到着日以前3カ月以内に発行されたもの※）

※ 個人番号の記載がある場合はマジック等でマスキングしてください。

↓これから扶養の申請をされる方を認定対象者といいます。届出者を被保険者といいます。

認定対象者の氏名	年齢	続柄(長男等)	学年	同居/別居 ※
	歳			a. 同居 b. 別居
	歳			a. 同居 b. 別居
	歳			a. 同居 b. 別居
	歳			a. 同居 b. 別居

別居の理由	
☐ 被保険者の単身赴任による別居	―
☐ 上記以外の理由による別居（右記に状況記載）	（記載欄）

必要書類（写し）
18歳以上の学生、生徒の場合は「学生証」又は「在学証明書」　（余白に卒業年月を記載）

※ 認定対象者が「施設等に入所している」場合は、事前に三井健保適用課までご連絡ください。

以下の該当項目に☑をつけ必要事項を記入してください。

1. 申請事由について	必要書類（写し）
☐ 被保険者の入社	―
☐ 出生	『3. 共同扶養について』参照
☐ 配偶者と離婚	
☐ 配偶者が退職　（退職日：令和　　年　　月　　日）	
☐ 配偶者の収入減	
☐ 配偶者の失業給付の受給終了	
☐ その他　（　　）	―

2. 今まで認定対象者が加入していた健康保険など	必要書類（写し）
☐ 国民健康保険	―
☐ 被扶養者	被保険者以外の扶養家族として健康保険に加入していた場合、保険者等が発行する健康保険資格喪失証明書
☐ 健康保険未加入（未加入：令和　　年　　月　～　）	―
☐ その他　（　　）	―
◆ 自治体から乳幼児・母子・障害者等の医療費助成を受けている	［ a.　はい　　b.　いいえ ］

3. 共同扶養について	必要書類(写し) ただし「現況届」は原本が必要です
☐ 配偶者なし［ a.離婚　b.死別　c.未婚 ］ a.b の日付 ⇒ ［ 昭・平・令　年　月　日］ ⇒ a の場合、養育費 ☐ あり ☐ なし	・離婚、死別の日を申請事由とする場合は、日付等が確認できる戸籍謄本等 ・現況届（養育費がある場合）
☐ 配偶者あり［ a.同時に申請中　b.既に認定 ］ ［ c.被保険者より収入が少ない ］ 配偶者の年収 ⇒ ［ 年収約　万円 ］ ［ d.その他(扶養できない) ］ (理由：　)	・配偶者の収入額を確認できるもの（b.の場合は添付不要） ・源泉徴収票、所得証明書(収入額の記載があれば課税(非課税)証明書でも可)、確定申告書と収支内訳書等のうち、一点 ・退職等の場合は、離職票１．２、雇用保険受給資格者証等 【注】お子様の扶養義務は夫婦双方にありますので、原則、年収の高い方の被扶養者となります。
☐ その他　(　)	事前に三井健保適用課までご連絡ください。

4. 被保険者以外の生計維持関係について（同居・別居を問わず、収入のある家族についてご記入ください）

氏名	続柄	居住区分	年収	認定対象者への負担額	認定対象者を扶養しない理由
		☐ 同居 ☐ 別居	約　万円	月額約　万円	
		☐ 同居 ☐ 別居	約　万円	月額約　万円	
		☐ 同居 ☐ 別居	約　万円	月額約　万円	
		☐ 同居 ☐ 別居	約　万円	月額約　万円	
		☐ 同居 ☐ 別居	約　万円	月額約　万円	

※所得証明書（収入額の記載があれば課税(非課税)証明書でも可）等、別途ご提出いただく場合があります。

5. 被保険者の収入

・会社からの給与見込額	・給与以外の収入(年金・児童扶養手当等)
年収約　万円	年収約　万円 (内容：　) ※内容がわかる書類を添付してください。

※育児休業等により収入減少が見込まれる場合は「育児休業等取得時における年間収入見込額確認表」をご提出ください。

誓約書

三井健康保険組合理事長殿

上記に事実と相違した内容があった場合には、被扶養者としての認定を遡って取り消しされても異議はありません。
被扶養者の認定基準から外れた場合には、満たさなくなった日(事由発生日)以降に、貴組合が負担した医療費等は全額返還いたします。
就職した場合や扶養認定基準に該当しなくなった場合は、速やかに被扶養者削除の手続きをいたします。

令和　年　月　日記入

記号＿＿＿＿　番号＿＿＿＿＿＿　被保険者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◎状況により追加書類の提出を求めることがありますのでご了承ください。

三井健保　適用課　℡03-3243-1404